標準報酬等決定通知書の一律送付を 見直しました

平成27年10月の標準報酬制導入時より、全組合員に標準報酬月額決定(改定)通知書および標準期末手当等(標準賞与)決定通知書(以下「標準報酬等決定通知書」という。)の送付を行ってきましたが、環境に配慮した事務改善や効率化について検討を行い、標準報酬等決定通知書の一律送付を見直しました。

これまで

全組合員に対して 一律に発行



令和3年度から以下の方へ発行

- ①給料等支給明細書に標準報酬月額等が記載されていない組合員
- ②標準報酬等決定通知書の発行を希望する組合員

この見直しにより、年間2,400kg以上の紙が削減できます。

標準報酬等決定通知書の発行を希望される方は、発行申請書に必要事項を記入の上、所属所を経由して 資格担当へ提出してください。

補足

標準報酬月額および標準期末手当は、給料等支給明細書に記載されております。

問合せ先

給付貸付課資格担当

6 03-5320-6826







